



株式会社 昭和真空

証券コード：6384

第66回 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日～2024年3月31日

日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

場所 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目28番1号
もり
社のホールはしもと 多目的室
(ミウヰ橋本8階)

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

「インターネット及び書面（郵送）による議決権行使期限」

2024年6月25日（火曜日）午後5時20分まで

株主総会ご出席の株主さまへお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

■ 招集ご通知

証券コード 6384
2024年6月10日
(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株 主 各 位

神奈川県相模原市中央区田名3062番地10

株式会社 **昭和真空**

代表取締役
執行役員社長 小俣 邦正

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.showashinku.co.jp/ir/sokai.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。また、議決権の事前行使を行う場合は2024年6月25日（火曜日）午後5時20分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時〔受付開始予定時刻 午前9時10分〕

場所 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目28番1号

もり

杜のホールはしもと 多目的室（ミウヰ橋本 8階）

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項 報告事項 1. 第66期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項に記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類における連結注記事項
 - ② 計算書類における注記事項したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 議決権行使のご案内

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

日時 2024年6月25日（火曜日）午後5時20分到着分まで

2. インターネットで議決権をご行使される場合

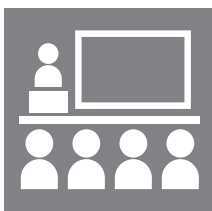


議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

日時 2024年6月25日（火曜日）午後5時20分まで

QRコードを読み取る方法による議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

【代理人によるご出席について】

議決権を有する当社の他の株主1名を代理人にご指定の上、代理権を証明する書面を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

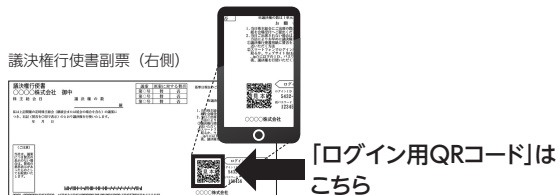
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

- 1 **QRコードを読み取る**
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



- 2 **議決権行使方法を選ぶ**
議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

- 3 **各議案の賛否を選択**
画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



1

議決権行使サイトにアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

「次の画面へ」をクリック



2

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」をクリックしてください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード または仮パスワード (半角)

「ログイン」をクリック

議決権行使サイト

<https://evote.tr.muft.jp/>



- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- 1 配当財産の種類**
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式1株につき70円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は435,984,570円となります。
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日**
2024年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おまた くにまさ 小俣 邦正 1952年11月3日生 再任	1976年8月 当社入社 1986年5月 当社取締役 1986年10月 当社代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役執行役員社長 統括及び内部監査室長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械（上海）有限公司 董事長 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事長 〔選任理由〕 小俣邦正氏は、代表取締役執行役員社長、上海子会社2社の董事長の任務等を通じ、当社グループの事業活動に関する豊富な経験と知識を有しており、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、見識などから適任であると判断し、取締役候補者としてしました。	594,100株
2	いちかわ ただし 市川 正 1958年7月27日生 再任	1982年11月 当社入社 2009年6月 当社取締役執行役員 生産本部長兼生産部長兼生産管理部長 2011年4月 当社取締役執行役員 生産本部長兼生産部長 2015年4月 当社常務取締役執行役員兼生産本部長 2021年7月 当社取締役執行役員専務兼生産本部長 2022年3月 当社取締役執行役員専務 兼生産本部長兼生産部長 2023年4月 当社取締役執行役員専務 兼生産本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 昭和真空機械（上海）有限公司 董事 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事 〔選任理由〕 市川正氏は、主に生産本部の業務執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しており、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、見識などから適任であると判断し、取締役候補者としてしました。	12,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たなか しょういち 田中 彰一 1962年9月28日生 再任	<p>1985年 4月 当社入社</p> <p>2012年 6月 当社取締役執行役員 管理本部長兼経営管理部長</p> <p>2020年 4月 当社取締役執行役員 管理本部長兼経理部長（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械（上海）有限公司 董事 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事</p> <p>〔選任理由〕 田中彰一氏は、主に管理本部の業務執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しており、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、見識などから適任であると判断し、取締役候補者となりました。</p>	6,300株
4	ふゆつめ とし ゆき 冬爪 敏之 1967年12月26日生 再任	<p>1992年 4月 株式会社金沢村田製作所入社</p> <p>2017年10月 株式会社村田製作所 高周波デバイス事業部 SAW技術開発部長</p> <p>2022年 4月 同社品質保証統括部 信頼性技術センタ担当部長</p> <p>2022年 9月 当社入社 執行役員技術副本部長</p> <p>2023年 4月 当社執行役員技術本部長</p> <p>2023年 6月 当社取締役執行役員技術本部長（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械（上海）有限公司 董事 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事</p> <p>〔選任理由〕 冬爪敏之氏は、主に技術本部の業務執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しており、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、見識などから適任であると判断し、取締役候補者となりました。</p>	4,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
5	たきもと まさゆき 瀧本 昌行 1974年11月17日生 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1997年 4 月 当社入社 2020年 4 月 当社営業部長 2022年 4 月 執行役員営業副本部長兼営業部長 2022年11月 執行役員営業副本部長兼営業部長 兼サービス部長 2023年 4 月 執行役員営業副本部長兼営業部長 2024年 4 月 執行役員営業本部長兼営業部長（現任） [重要な兼職の状況] 昭和真空機械（上海）有限公司 董事 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事 [選任理由] 瀧本昌行氏は、主に営業本部の業務執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しており、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、見識などから適任であると判断し、取締役候補者となりました。	4,200株
6	いわい はるのり 岩井 治憲 1975年9月7日生 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #cccccc;">社外</div>	2000年 4 月 株式会社アルバック入社 2018年 7 月 同社電子機器事業部第2技術部部长 2021年 4 月 同社電子機器事業部付愛発科商貿 （上海）有限公司出向 2022年 7 月 同社電子機器事業部事業部長 2023年 7 月 同社装置事業本部電子機器事業部 事業部長（現任） [選任理由及び期待される役割] 岩井治憲氏は株式会社アルバック電子機器事業部において、第2技術部部长及び電子機器事業部の事業部長を務めるなど、経営上求められる判断力、知見などを有しております。これらの経験及び見識から、当社の経営全般に的確な助言と監督を頂く上で適任であり、職務を適切に遂行していただけのものと期待し、社外取締役候補者となりました。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	やまもと まさこ 山本 雅子 1951年10月3日生 再任 社外 独立	1991年 4月 麻布大学獣医学部助教授 2000年10月 相模原市文化財保護審議会委員（現任） 2005年10月 麻布大学獣医学部教授 2006年 4月 日本先天異常学会評議員 2011年 4月 麻布大学学長補佐 2012年 6月 麻布獣医学園法人理事 2014年 4月 内閣府食品安全委員会農薬専門調査会専門委員 2016年 1月 相模原市人事委員会委員（現任） 2017年 4月 麻布大学名誉教授 2018年 6月 当社取締役（現任） 【選任理由及び期待される役割】 山本雅子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、永年大学教授として培われてきた学識や豊富な知見を有し、また、学園理事として組織運営にも携わった経験から、独立した客観的な立場から、引き続き当社経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。	一株
8	あさみ ゆきひこ 浅見 行彦 1957年1月2日生 再任 社外 独立	1980年 4月 相模原市入庁 2011年 4月 相模原市教育環境部長 2012年 4月 相模原市人事委員会事務局長 2016年 4月 相模原市会計管理者 2017年 4月 相模原市視覚障害者情報センター所長 2019年 4月 相模原市民ギャラリー館長 2022年 6月 当社取締役（現任） 【選任理由及び期待される役割】 浅見行彦氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、永年公務員として培われてきた豊富な経験と幅広い見識を有しております。独立した客観的な立場から、引き続き当社経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩井治憲、山本雅子及び浅見行彦の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は山本雅子氏及び浅見行彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、本株主総会にて取締役を選任いただいた後に、引き続き独立役員に指定する予定です。
3. 山本雅子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 浅見行彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 岩井治憲氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社アルバックの装置事業本部 電子機器事業部 事業部長であります。
6. 岩井治憲、山本雅子及び浅見行彦の各氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、その保険料を全額当社が負担しております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2024年12月28日に同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役佐久間豊氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
さくま ゆたか 佐久間 豊 1952年7月28日生 再任 社外 独立	1985年4月 弁護士登録 小田久蔵法律事務所（現 雨宮眞也法律事務所） 入所	
	1992年4月 飯田橋法律事務所 設立	
	2008年3月 雨宮眞也法律事務所 パートナー	
	2019年10月 雨宮眞也法律事務所 副所長（現任）	
	2020年6月 当社監査役（現任） 〔選任理由〕 佐久間豊氏は、永年にわたり弁護士として豊富な経験と実績を積んでおり、また、法律に関する専門的な見地から、業務執行の監査に求められる判断力、知識などを有し、当社社外監査役として適任であるとして社外監査役候補者としました。	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者佐久間豊氏は、社外監査役の候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、本株主総会にて監査役に選任いただいた後に、引き続き独立役員に指定する予定です。
3. 監査役候補者佐久間豊氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、その保険料を全額当社が負担しております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2024年12月28日に同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会のスキルマトリックス（第66回定時株主総会終結後の予定）

氏名	地位	特に期待する分野／経験・スキル					
		企業経営	製造 技術開発	営業 マーケティング	グローバル (国際性)	財務会計	法務 コンプライアンス
小 俣 邦 正	代表取締役 執行役員社長	○		○	○		
市 川 正	取締役執行役員 専務生産本部長	○	○	○			
田 中 彰 一	取締役執行役員 常務管理本部長 兼経理部長	○				○	○
冬 爪 敏 之	取締役執行役員 技術本部長	○	○				
瀧 本 昌 行	取締役執行役員 営業本部長 兼営業部長	○		○	○		
岩 井 治 憲	取締役 (社外)		○		○		
山 本 雅 子	取締役 (社外)	○					○
浅 見 行 彦	取締役 (社外)	○				○	○
金 子 奈津樹	監査役						○
佐久間 豊	監査役 (社外)						○
田 本 広 明	監査役 (社外)					○	

※上記一覧は、全ての経験・スキルを記載するものではなく、特に期待する分野を3つまで記載しています。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
よこやま やすお 横山 泰夫 1951年3月1日生 社外	1984年8月 税理士登録 横山泰夫税理士事務所開設 1990年11月 有限会社バイオレット 取締役 2021年12月 税理士法人バイオレット 代表社員(現任) 〔選任理由〕 横山泰夫氏は、長年にわたり税理士として豊富な経験と実績を積んでおり、業務執行の監査に求められる判断力、知識などを有することから、補欠監査役候補者となりました。	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者横山泰夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、その保険料を全額当社が負担しております。横山泰夫氏が社外監査役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、中東情勢の緊迫度合いが高まる中、資源や原材料価格の高止まり、各国のインフレ抑制に向けた金融引き締めに伴う景気後退懸念、不動産市場の悪化や消費低迷などによる中国経済の減速などの影響を受け、減速感が強まりました。

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類移行により、経済活動の正常化が進み、各種政策の効果や回復が続くインバウンド需要にも支えられ、緩やかな回復が継続しました。一方で、世界情勢の緊迫化や中国経済の先行き懸念、継続的な物価上昇による消費減速懸念、世界的な金融引き締めなどを背景とした海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクなど、先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く経営環境を見ると、高度情報化社会の進展に向けた電子部品業界の次世代製品開発の動きはあるものの、スマートフォンをはじめとする最終製品の需要回復が鈍く、主要取引先電子部品メーカーの生産回復のペースは緩やかとなり、設備投資に対する姿勢は低調な状態が継続しました。

こうした環境の中、当社グループは、生産性やメンテナンス性を大幅に向上させた新型光学用装置や今年度市場投入した従来当社が対応していなかった工程向けに開発した水晶デバイス装置の販売促進、主要取引先電子部品メーカーの次世代製品開発や省人化・自動化などによる生産性向上ニーズへの対応、新規先電子部品メーカーへの積極的な営業活動に取り組みました。また、顧客からの依頼実験やサンプル成膜依頼に迅速、かつ積極的に取り組み、引合い案件の増加に努めました。このような取り組みを行った結果、第4四半期に一部の取引先から増産のための大口受注を獲得しました。

生産面では、受注予定案件を見据えた生産体制を整えるなど効率的な生産に努めましたが、一

部の資機材供給制約の影響などによる当社製品納期の長期化、顧客事情による納品スケジュールの後倒しや大幅仕様変更による受注額減額の発生が売上高に影響しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高は67億51百万円（前年同期比16.3%減）、売上高は74億63百万円（同26.3%減）となりました。

損益につきましては、経常利益2億43百万円（前年同期比77.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1億64百万円（同78.9%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

①真空技術応用装置事業

真空技術応用装置事業の受注高は41億86百万円（前年同期比26.5%減）、売上高は50億36百万円（同35.8%減）、セグメント利益は5億33百万円（同63.9%減）となりました。

業界別の状況は以下のとおりです。

（水晶デバイス装置）

水晶デバイス業界では、スマートフォンや基地局など通信分野向けの需要回復の遅れを受け、デバイスメーカーの設備稼働率は低水準となり、設備投資姿勢は低調に推移しておりましたが、第4四半期に一部の海外デバイスメーカーから増産に係る受注を獲得しました。売上に関しては、顧客の設備導入計画変更による納品スケジュールの後倒しや大幅仕様変更による受注額減額案件の発生が影響を及ぼしました。

水晶デバイス装置の受注高は7億93百万円（前年同期比46.0%減）、売上高は18億50百万円（同27.1%減）となりました。受注高については、第1四半期に受注済装置の顧客要請に基づく大幅仕様変更による3億63百万円の受注額減額がありました。

(光学装置)

光学業界では、スマートフォンを含む最終製品需要の回復が緩やかであることを受け、デバイスメーカーの設備投資姿勢は低調に推移しておりましたが、第4四半期に一部の海外デバイスメーカーから増産に係る大口受注を獲得しました。売上高に関しては、顧客工場の装置設置準備遅延などによる納品スケジュールの後倒しや大幅仕様変更による受注額減額案件の発生が影響を及ぼしました。

光学装置の受注高は19億66百万円（前年同期比20.1%減）、売上高は14億59百万円（同58.9%減）となりました。受注高については、第2四半期に受注済装置の顧客要請に基づく大幅仕様変更による89百万円の受注額減額がありました。

(電子部品装置・その他装置)

電子部品業界では、継続的な新規市場開拓を行うとともに、顧客との共同開発やサンプル成膜依頼に積極的に取り組むことを通じて受注獲得に努めましたが、第3四半期以降、引合い案件の受注時期の後倒し傾向が強まりました。売上高に関しては、顧客工場の装置設置準備遅延などによる納品スケジュールの後倒し案件の発生が影響を及ぼしました。

電子部品装置・その他装置の受注高は14億26百万円（前年同期比19.3%減）、売上高は17億26百万円（同1.9%減）となりました。

②サービス事業

サービス事業につきましては、ユーザーに対する定期的な稼働状況確認による潜在ニーズの掘り起こしや顧客への生産性向上提案を積極的に推進するなど、装置の改造工事受注、保守・メンテナンス受託や消耗品販売に努めた結果、第4四半期に海外光学デバイスメーカーより生産性向上に係る大口改造工事の受注を獲得しました。一方で、総じてデバイスメーカーの設備稼働率が低下していたため、年度を通じて消耗品販売は低調に推移しました。

サービス事業の受注高は25億64百万円（前年同期比8.1%増）、売上高は24億27百万円（同

6.5%増)、セグメント利益は6億78百万円(同9.6%増)となりました。

サービス事業内の改造工事については、受注から売上計上までの期間が短期のものが中心であったため、売上高を受注高として集計しておりましたが、複数台の大口改造工事受注など受注から売上計上までの期間が長期化する案件が前連結会計年度より発生しており、当初は前連結会計年度のみ的事象と認識していたものの、当連結会計年度において今後も継続して発生することが見込まれることになったため、当連結会計年度より受注した金額を受注高として集計することとし、変更後の集計方法に基づき作成したものを開示しております。これにより、前連結会計年度も同様に組み替え対比しております。

セグメント別受注高・売上高の状況

(単位：百万円)

	当 期 受 注 高			当 期 売 上 高		
		構成比	前期比		構成比	前期比
		%	%		%	%
真空技術応用装置事業						
水晶デバイス装置	793	11.8	54.0	1,850	24.8	72.9
光学装置	1,966	29.1	79.9	1,459	19.6	41.1
電子部品装置	1,426	21.1	80.7	1,726	23.1	98.1
その他装置	—	—	—	—	—	—
真空技術応用装置事業計	4,186	62.0	73.5	5,036	67.5	64.2
サービス事業						
改造工事	1,062	15.7	130.0	925	12.4	127.6
部品販売	908	13.5	81.1	908	12.1	81.1
修理・その他	593	8.8	136.9	593	8.0	136.9
サービス事業計	2,564	38.0	108.1	2,427	32.5	106.5
合 計	6,751	100.0	83.7	7,463	100.0	73.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、当社の開発部門を中心に51百万円実施しております。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

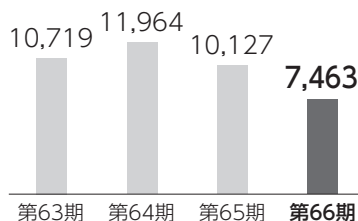
特に記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

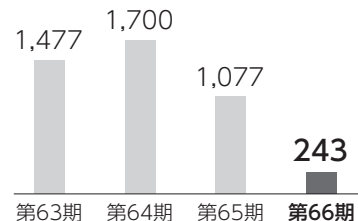
① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第63期 2021年3月期	第64期 2022年3月期	第65期 2023年3月期	第66期 (当期) 2024年3月期
売上高	(百万円)	10,719	11,964	10,127	7,463
経常利益	(百万円)	1,477	1,700	1,077	243
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,016	1,240	779	164
1株当たり当期純利益	(円)	165.11	201.35	126.61	26.67
総資産額	(百万円)	15,312	17,398	15,467	14,334
純資産額	(百万円)	10,007	11,057	11,519	11,397

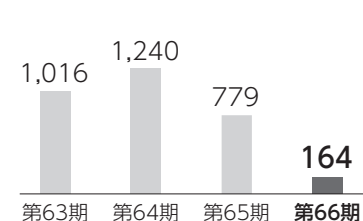
■ 売上高 (百万円)



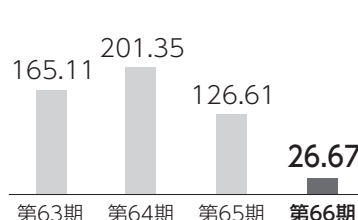
■ 経常利益 (百万円)



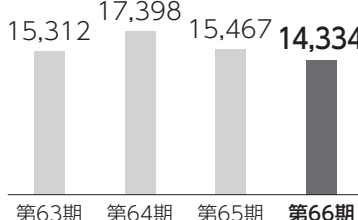
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



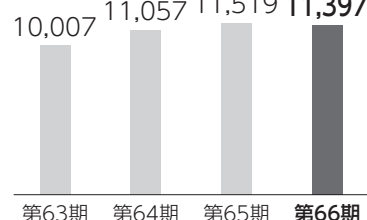
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産額 (百万円)



■ 純資産額 (百万円)

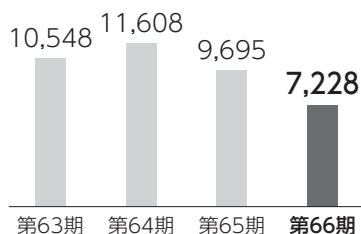


(注) 第64期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第64期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

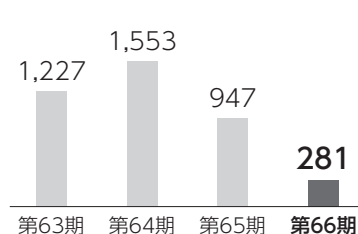
② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第63期 2021年3月期	第64期 2022年3月期	第65期 2023年3月期	第66期 (当期) 2024年3月期
売上高	(百万円)	10,548	11,608	9,695	7,228
経常利益	(百万円)	1,227	1,553	947	281
当期純利益	(百万円)	851	1,140	686	201
1株当たり当期純利益	(円)	138.24	185.26	111.54	32.78
総資産額	(百万円)	14,789	16,438	14,439	13,418
純資産額	(百万円)	9,583	10,385	10,687	10,543

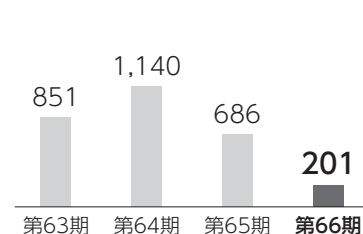
■ 売上高 (百万円)



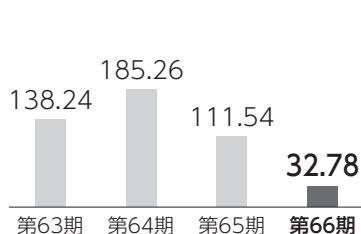
■ 経常利益 (百万円)



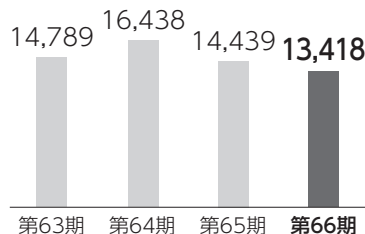
■ 当期純利益 (百万円)



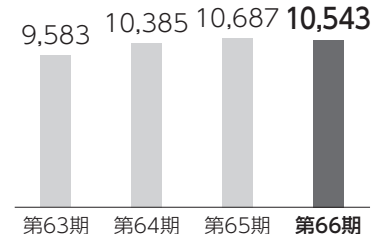
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産額 (百万円)



■ 純資産額 (百万円)



(注) 第64期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第64期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
昭和真空機械（上海）有限公司	4,400千米ドル	100%	真空技術応用装置の製造・販売
昭和真空機械貿易（上海）有限公司	400千米ドル	100%	真空技術応用装置の販売・サービス・メンテナンス
株式会社エフ・イー・シー	12,000千円	100%	非接触駆動伝達機構の製造・販売

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、真空技術をキーテクノロジーとして電子部品用薄膜形成装置を開発・製造し、電子部品・光学部品メーカーに販売しております。

当社グループを取り巻く環境を見ると、主要取引先電子部品メーカーの在庫調整は進展しているものの、スマートフォンをはじめとする最終製品需要の回復が緩やかであることから設備稼働率の回復が遅れており、増産に向けた設備投資の本格的な回復時期は見通しづらい状況となっております。一方で、高度情報化社会の進展に伴い、実証実験から商用へのフェーズ移行が見込まれるローカル5Gを含めた5Gの本格普及、AIやAR・VR・MR機器市場の拡大、自動車の自動運転技術向上やコネクティッド化などにより、今後も高精度な電子部品需要の増加が見込まれます。これらを背景に、電子部品メーカーによる次世代製品開発の動きは継続し、このような新しい技術や価値を創造する流れは、当社グループのキーテクノロジーである真空技術の応用範囲拡大につながるものであります。

こうした中、顧客の次世代製品開発に際し、依頼実験やサンプル成膜依頼への対応などにより初期段階から参画し、製品化された際の生産設備の受注獲得を図るなど、経営方針である「成長するニッチ市場にフォーカス」、「技術力による差別化と独自性の発揮」を実現し、水晶及び光学デバイス分野での競争力を高めるとともに、継続的に一定規模の売上が確保できる新たな分野の確立を目指してまいります。

また、当社グループは、『社会と共に持続可能な発展を遂げるため、経営理念の一つである、「我々の存在が世の中を豊かにするためにお役に立つこと」を実践し、キーテクノロジーである

「真空技術」を通じて社会に貢献し、社会から必要とされ続ける企業であることを目指す』というサステナビリティ基本方針に基づき、特定したマテリアリティ（重要課題）に関する様々な取り組みを開始し、社会課題の解決を推進しております。

さらに、当社グループは、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、ROE10%以上を目標とし、収益基盤強化による業績向上、安定的な株主還元の継続を目指してまいります。

（５）企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは真空技術応用装置関連製品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する水晶デバイス製造装置、光学部品製造装置、電子部品製造装置等の開発、製造、販売を行っております。

品 目	主 要 製 品
水晶デバイス装置	真空蒸着装置、スパッタリング装置、エッチング装置、真空アニール炉、真空圧入装置
光学装置	真空蒸着装置、スパッタリング装置、ALD装置
電子部品その他装置	真空蒸着装置、スパッタリング装置、イオンプレーティング装置、エッチング装置、液晶注入装置、真空排気装置

（６）企業集団の主要な拠点等

- ① 営業所 : 当社（神奈川県相模原市）
- ② 国内生産拠点 : 当社（神奈川県相模原市）、株式会社エフ・イー・シー（埼玉県狭山市）
- ③ 海外生産拠点 : 昭和真空機械（上海）有限公司
- ④ 海外販売拠点 : 昭和真空機械貿易（上海）有限公司

（７）従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
243名	3名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
197名	5名増	44.0歳	18.3年

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	50,000千円
株式会社きらぼし銀行	30,000千円
株式会社山梨中央銀行	20,000千円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 13,800,000株
- ② 発行済株式の総数 6,499,000株
- ③ 株主数 6,167名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社アルバック	1,329,500株	21.35%
小俣 邦正	594,100株	9.54%
有限会社小俣興産	341,440株	5.48%
小俣 佳子	160,000株	2.57%
株式会社三菱UFJ銀行	145,000株	2.33%
日本生命保険相互会社	115,200株	1.85%
池谷 誠一	108,100株	1.74%
株式会社みずほ銀行	96,000株	1.54%
昭和真空従業員持株会	90,752株	1.46%
小俣 みつこ	80,000株	1.28%

(注) 1. 持株比率は自己株式 (270,649株) を控除して計算しております。

2. 当社は「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下「信託E口」といいます。) が当社株式66,300株を所有しております。なお、信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小 俣 邦 正	代表取締役執行役員社長 総括及び内部監査室	株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械(上海)有限公司 董事長 昭和真空機械貿易(上海)有限公司 董事長
市 川 正	取締役執行役員専務 生産本部(生産部・資材部・生産管理部)	昭和真空機械(上海)有限公司 董事 昭和真空機械貿易(上海)有限公司 董事
久 島 博 美	取締役執行役員 営業本部(営業部・サービス部)	昭和真空機械(上海)有限公司 董事 昭和真空機械貿易(上海)有限公司 董事
田 中 彰 一	取締役執行役員 管理本部(人事総務部・経理部・経営企画室)	株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械(上海)有限公司 董事 昭和真空機械貿易(上海)有限公司 董事
冬 爪 敏 之	取締役執行役員 技術本部(技術部・開発部・品質保証部)	株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械(上海)有限公司 董事 昭和真空機械貿易(上海)有限公司 董事
山 口 堅 二	取締役	株式会社アルバック 執行役員
山 本 雅 子	取締役	
浅 見 行 彦	取締役	
金 子 奈 津 樹	常勤監査役	株式会社エフ・イー・シー 監査役
佐 久 間 豊	監査役	弁護士
田 本 広 明	監査役	株式会社アルバック 監査室長

- (注) 1. 取締役のうち山口堅二、山本雅子及び浅見行彦の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役佐久間豊及び監査役田本広明の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は取締役山本雅子、取締役浅見行彦及び監査役佐久間豊の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役田本広明氏は、株式会社アルバックの経理部長の経験から財務及び会計に関する知見を有しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

当社の取締役の報酬は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬（役員賞与）で構成されており、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみで構成されております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たって、取締役会決議に基づき個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任された代表取締役執行役員社長の小俣邦正が、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2018年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役分は30,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1998年6月26日開催の第40回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき代表取締役執行役員社長の小俣邦正（総括及び内部監査室担当）が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の役員報酬及び各取締役の役員賞与の個人別の額の配分です。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからです。

二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	90,196	74,196	16,000	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	6,000	6,000	—	—	1
社外取締役	4,800	4,800	—	—	2
社外監査役	3,000	3,000	—	—	1

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記には無報酬の取締役及び監査役は含まれておりません。
 3. 期末現在の人員数は取締役8名、監査役3名であります。

ホ. 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として親会社株主に帰属する当期純利益を掲げ、指標の一定割合を役員賞与として毎年一定の時期に支給しております。株主への利益配当の原資となる最終利益の確保が重要であるとの考えから、親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として選択しております。

当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1. (2) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山口堅二氏は、株式会社アルバックの執行役員を兼職しています。また、監査役田本広明氏は、株式会社アルバックの監査室長を兼職しています。なお、当社は株式会社アルバックとの間に製品仕入等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	山口 堅 二	当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	山 本 雅 子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	浅 見 行 彦	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐 久 間 豊	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会11回のうち10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	田 本 広 明	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。 また、当事業年度に開催された監査役会11回のうち11回に出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役山口堅二氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見により、経営における重要事項の決定や、業務執行の監督等を適切に行っていただきました。取締役山本雅子氏は、永年大学教授として培われた学識や豊富な知見や学園理事として組織運営に携わった経験により、経営における重要事項の決定や、業務執行の監督等を適切に行っていただきました。また、取締役浅見行彦氏は、永年公務員として培われた豊富な経験と幅広い見識により、経営における重要事項の決定や、業務執行の監督等を適切に行っていただきました。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及びその子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,240千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,240千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、昭和真空機械（上海）有限公司、昭和真空機械貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社では、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るため「昭和真空グループ企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、役員及び従業員が日常の業務遂行において遵守すべき事項を定める。
- ② 役員及び関連部署の代表者からなるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、社内教育等を通じて、その周知徹底を図っていくこととする。
- ③ 社長直轄の内部監査室が社内規程の遵守状況、管理システムや事業活動の妥当性・効率性等について内部監査を実施し、具体的な解決策についての助言を行うこととする。
- ④ コンプライアンス違反については、「通報制度規程」を定め、内部窓口に加え、経営陣から独立、かつ匿名性を担保した外部窓口を設置し、通報された事案については、リスク・コンプライアンス委員会が、公正かつ適正に職務が遂行できるように対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる以下の情報（電磁的記録を含むものとする）の保存及び管理は、法令、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に行うこととする。

- ・ 株主総会議事録
- ・ 取締役会議事録
- ・ 経営会議議事録
- ・ 稟議書
- ・ 計算書類
- ・ その他取締役が決定する情報

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」を制定し、グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理していくこととする。また、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備することとする。

- ・ 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
- ・ 役員・従業員の不適切な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
- ・ 基幹情報システムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
- ・ その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、社内規程において、組織、業務分掌、決裁権限等を定め、効率的に業務を遂行する。
- ② 当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会又は社長から業務の委嘱を受け、権限移譲された範囲の業務執行に関し責任を負う。
- ③ 当社は、取締役会から授権された範囲で、執行役員及び社長が指名する役職員で構成された経営会議により、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討、決定を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社を管理する部署には担当役員を配置し、「関連会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告するものとする。
- ② 昭和真空グループに属する会社間の取引は、法令、その他の社会規範に照らし、適正な処置を講ずるものとする。
- ③ 代表取締役、業務執行を担当する取締役及び経営企画室は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備をするよう指導することとする。
- ④ 当社は、「リスク管理規程」を定め子会社も適用範囲とすることにより、子会社のリスク

についても網羅的・総括的に管理していくものとする。

- ⑤ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するものとする。
- ⑥ 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のリスク・コンプライアンス委員会事務局に報告する体制とする。
- ⑦ 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合には、必要に応じて取締役及び監査役が意見交換を行った上で、速やかに配置することとする。

(7) 当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 当該従業員は、取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課については監査役が行うこととする。これらの者の異動、懲戒については監査役の同意を得るものとする。
- ② 当該従業員が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び担当取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合には必要な支援を行うこととする。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、監査役に対して法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
- ② 内部監査室は、常勤監査役に対して、内部監査の状況について報告しなければならないも

のとする。

- ③ 取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- ④ 常勤監査役は、重要な会議等には出席できるものとする。
- ⑤ 不正行為又は法令に違反する重大な事実等に関し、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が通報できる仕組み（内部通報制度）を構築する。
- ⑥ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができるものとする。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務監査の策定等を求めることができるものとする。
- ② 監査役会は、会計監査人の選任・解任について次の権限を有する。
 - ・ 会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する株主総会の議事内容の決定。
 - ・ 会計監査人の選任・解任に関する取締役会の議案の内容の決定。
- ③ 監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、事前に監査役が報告を受けることとする。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については、監査役の事前承認を要するものとする。

(11) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- ① 反社会的勢力による不当要求には、社長以下組織全体として対応すべく、「昭和真空グループ企業倫理行動指針」等の社内規則においてその対応の明文化を図るものとする。
- ② 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全を確保する。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ④ 反社会的勢力とは、取引関係も含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ⑤ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うものとする。
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
- ⑦ 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定された内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役執行役員社長の指揮の下、適切な内部統制を整備・運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。以下の具体的な取り組みを行うことを通じて、内部統制システムの実効性を向上させております。

① 重要な会議の開催状況

取締役会は社外取締役3名を含む取締役8名で構成されております。当事業年度において、取締役会を18回開催し、各議案について十分な審議や取締役の業務執行状況の報告が行わ

れ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役、常勤監査役、執行役員等からなる経営会議を原則月2回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。経営会議では、子会社の定例報告がなされ、子会社の業務の適正の確保に努めております。取締役会、経営会議において継続的に経営上のリスクの識別と分析を実施し、その対応について検討しております。また、必要に応じて諸規程や業務の見直しを実施しております。

② リスク・コンプライアンス管理に関する取り組み

当社は、リスク管理に関する当社規程や体制を整備してリスク管理を行っております。想定されるリスクの性質に応じ、それを所管する部署の部署長の責任と権限を明確化し、対象事案の性質、影響及び緊急度に応じて関連部署の協働のもとで柔軟な対応を図っております。

コンプライアンス意識の徹底を図るため、入社時に教育を実施するほか、定期的に教育を実施しております。内部監査室は、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目とし、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点から、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為が発生した場合には、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、防止対策の策定、全社への注意喚起を実施しております。

③ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を評価しました。

④ 監査役の監査体制

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。当事業年度において監査役会を11回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において18回開催された取締役会への出席のほか、経営会議その他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務執行の状況を監査しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。業績の伸

張度に応じた安定的な経営基盤の確保及び財務体質の健全性維持を勘案しつつ、配当性向30～40%を目安としながら、株主資本配当率（DOE）の観点も取り入れて、配当水準の向上と安定化を目指していくこと、剰余金の配当は年1回（期末配当）とすることを基本方針としております。

内部留保につきましては、経営環境の変化に対応すべく、コスト競争力を高め、生産設備並びに技術開発体制の強化に備えるとともに、今後の事業展開に向け有効に活用していく所存です。

当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当の決定機関につきましては、期末配当については株主総会、中間配当をする場合については取締役会とする予定です。

<当期の剰余金の配当>

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2024年3月31日を基準日とする配当金は、1株当たり70円といたしたく存じます。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	10,557,240	流動負債	1,884,333
現金及び預金	5,355,778	支払手形及び買掛金	384,648
受取手形	571,946	電子記録債務	663,191
売掛金	2,438,874	リース債務	10,529
商品及び製品	1,550	未払費用	203,638
仕掛品	1,576,022	未払法人税等	11,707
原材料及び貯蔵品	517,186	前受金	213,328
その他	97,697	賞与引当金	148,280
貸倒引当金	△1,814	役員賞与引当金	16,000
		製品保証引当金	58,000
		その他	175,008
固定資産	3,777,662	固定負債	1,052,591
有形固定資産	3,097,841	社債	450,000
建物及び構築物	941,024	長期借入金	100,000
機械装置及び運搬具	68,478	リース債務	18,579
土地	1,970,562	退職給付に係る負債	358,935
リース資産	23,456	株式給付引当金	49,793
建設仮勘定	3,945	長期未払金	75,282
その他	90,373		
無形固定資産	71,073	負債合計	2,936,924
リース資産	3,015	純資産の部	
その他	68,057	株主資本	10,882,608
投資その他の資産	608,747	資本金	2,177,105
投資有価証券	361,043	資本剰余金	2,793,805
繰延税金資産	168,591	利益剰余金	6,225,128
その他	79,392	自己株式	△313,430
貸倒引当金	△279	その他の包括利益累計額	515,370
		その他有価証券評価差額金	203,420
		為替換算調整勘定	301,172
		退職給付に係る調整累計額	10,776
資産合計	14,334,902	純資産合計	11,397,978
		負債純資産合計	14,334,902

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,463,741
売上原価		5,425,072
売上総利益		2,038,668
販売費及び一般管理費		1,842,815
営業利益		195,853
営業外収益		
受取利息及び配当金	13,874	
受取賃貸料	2,158	
補助金収入	8,784	
為替差益	24,255	
その他	3,176	52,249
営業外費用		
支払利息	1,588	
支払保証料	1,535	
その他	1,212	4,336
経常利益		243,766
特別損失		
固定資産除却損	512	512
税金等調整前当期純利益		243,253
法人税、住民税及び事業税	87,815	
法人税等調整額	△8,848	78,966
当期純利益		164,287
親会社株主に帰属する当期純利益		164,287

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,177,105	2,793,805	6,496,826	△316,897	11,150,838
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△435,984		△435,984
親会社株主に帰属する当期純利益			164,287		164,287
株式給付信託による自己株式の処分				3,467	3,467
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△271,697	3,467	△268,230
当期末残高	2,177,105	2,793,805	6,225,128	△313,430	10,882,608

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	116,521	251,703	168	368,392	11,519,231
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△435,984
親会社株主に帰属する当期純利益					164,287
株式給付信託による自己株式の処分					3,467
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	86,899	49,469	10,608	146,977	146,977
連結会計年度中の変動額合計	86,899	49,469	10,608	146,977	△121,252
当期末残高	203,420	301,172	10,776	515,370	11,397,978

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,889,931	流動負債	1,824,128
現金及び預金	3,959,916	支払手形	126,081
受取手形	565,953	買掛金	239,261
売掛金	2,332,455	電子記録債務	663,191
原材料	433,010	リース債務	10,529
仕掛品	1,510,095	未払金	3,545
貯蔵品	8,185	未払費用	179,816
未収入金	7,735	未払法人税等	11,707
その他	72,577	前受金	211,418
固定資産	4,528,483	賞与引当金	138,236
有形固定資産	2,983,608	役員賞与引当金	16,000
建物	858,411	製品保証引当金	58,000
構築物	38,035	その他	166,340
機械装置及び運搬具	65,592	固定負債	1,050,496
工具、器具及び備品	87,187	社債	450,000
土地	1,906,980	長期借入金	100,000
リース資産	23,456	リース債務	18,579
建設仮勘定	3,945	退職給付引当金	356,991
無形固定資産	45,753	株式給付引当金	49,793
ソフトウェア	5,297	長期未払金	75,132
リース資産	3,015	負債合計	2,874,624
ソフトウェア仮勘定	32,000	純資産の部	
その他	5,440	株主資本	10,340,369
投資その他の資産	1,499,121	資本金	2,177,105
投資有価証券	74,738	資本剰余金	2,793,805
関係会社株式	459,345	資本準備金	2,553,975
出資金	2,955	その他資本剰余金	239,830
関係会社出資金	565,424	利益剰余金	5,682,889
長期貸付金	127,260	その他利益剰余金	5,682,889
繰延税金資産	212,440	別途積立金	309,780
破産更生債権等	269	繰越利益剰余金	5,373,108
その他	56,958	自己株式	△313,430
貸倒引当金	△269	評価・換算差額等	203,420
資産合計	13,418,414	その他有価証券評価差額金	203,420
		純資産合計	10,543,790
		負債純資産合計	13,418,414

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		7,228,258
売上原価		5,407,742
売上総利益		1,820,515
販売費及び一般管理費		1,581,047
営業利益		239,468
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,738	
受取賃貸料	2,158	
受取技術料	808	
補助金収入	5,221	
為替差益	26,464	
その他	5,281	45,672
営業外費用		
支払利息	1,672	
支払保証料	1,535	
その他	753	3,962
経常利益		281,178
特別損失		
固定資産除却損	503	503
税引前当期純利益		280,675
法人税、住民税及び事業税	86,184	
法人税等調整額	△7,442	78,742
当期純利益		201,932

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,177,105	2,553,975	239,830	2,793,805	309,780	5,607,160	5,916,941	△316,897	10,570,953
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△435,984	△435,984		△435,984
当期純利益						201,932	201,932		201,932
株式給付信託による自己株式の処分								3,467	3,467
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△234,051	△234,051	3,467	△230,584
当期末残高	2,177,105	2,553,975	239,830	2,793,805	309,780	5,373,108	5,682,889	△313,430	10,340,369

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	116,521	116,521	10,687,474
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△435,984	
当期純利益		201,932	
株式給付信託による自己株式の処分		3,467	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	86,899	86,899	86,899
事業年度中の変動額合計	86,899	86,899	△143,684
当期末残高	203,420	203,420	10,543,790

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社 昭和真空
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川口 宗夫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社昭和真空の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社昭和真空及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社昭和真空
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川口 宗夫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昭和真空の2023年4月1日から2024年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内外子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月31日

株式会社昭和真空 監査役会

常勤監査役 金子 奈津樹 ㊟

監査役
(社外監査役) 佐久間 豊 ㊟

監査役
(社外監査役) 田本 広明 ㊟

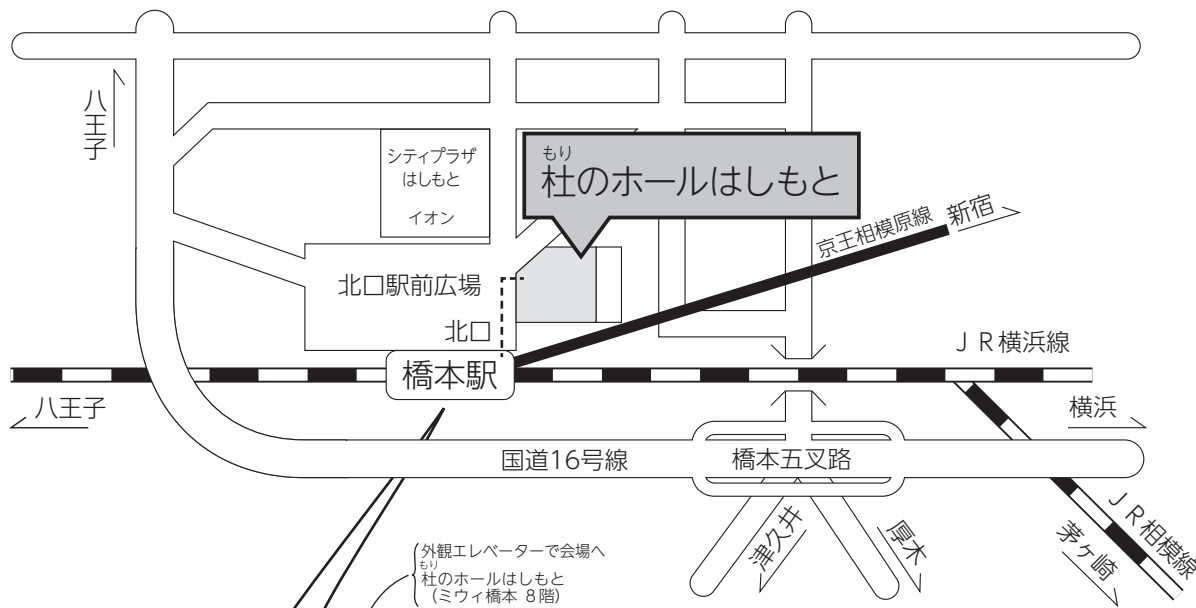
以上

株主総会会場ご案内図

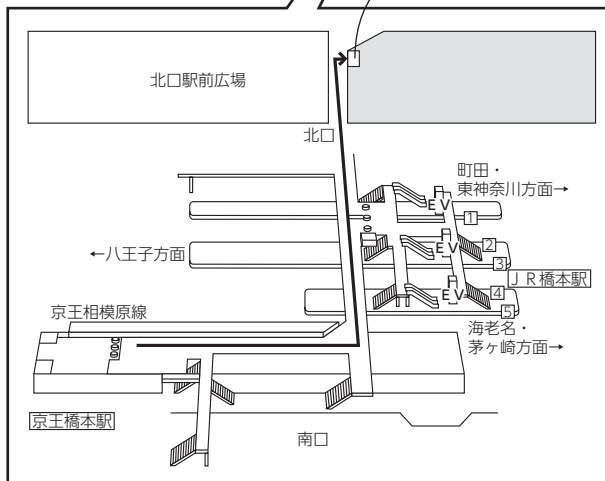
もり

杜のホールはしもと 多目的室 (ミウィ橋本 8階)

神奈川県相模原市緑区橋本三丁目28番1号 TEL 042-775-3811



（外観エレベーターで会場へ）
もり 杜のホールはしもと
(ミウィ橋本 8階)



交通手段

JR横浜線 } 橋本駅北口より 徒歩 1分
JR相模線 }

京王相模原線 橋本駅より 徒歩 3分

お願い：駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。